

一年一回定期昇給ヲサレタシ

一従業員之業衣又ハ業衣手当ヲ支給サレタシ

一剪毛検査ニ公平ノ徹底ヲ期シ等級変動ヲ廢止サレタシ

一大々株主並ニ従業員ニ不利トナシ不案内手ニルガ如ク改

策ヲ改革サレタシ

一女子従業員全般ニ家事一切ノ敬務機關ヲ設ケサレタシ

解決案

一臨時工場勤務ノ従業員ニシテ昭和八年二月二十日現在

勤續滿ニテ年以上ノ日給者ニ付ニ日給金十支也ノ昇給

ヲ本月二十一日ヨリ實施ス